

議会運営委員会記録

とき 令和7年11月25日

国分寺市議会

議 会 運 営 委 員 会

令和7年11月25日（火）

○ 出 席 委 員

委 員 長	高 瀬 かおる
副 委 員 長	はぎの 英 輔
委 員	対 馬 ふみあき
	寺 嶋 たけし
	小 坂 まさ代
	田 中 政 義
	皆 川 りうこ
議 長	尾 沢 しゅう
副 議 長	星 かつろう

○ 審 査 事 項

- 1 人事案件について
- 2 補正予算審査特別委員会の正副委員長及び委員について
- 3 第4回定例会の日程等について
- 4 令和8年度議会年間予定について
- 5 その他
- 6 次回の議会運営委員会について

午前10時02分開会

○高瀬委員長 おはようございます。ただいまより議会運営委員会を開会いたします。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず最初に、議長から御挨拶をお願ひいたします。

○尾沢議長 皆様、おはようございます。

本日は第4回定例会の2日前の議会運営委員会ということで、皆様にお集まりいただきました。

第4回定例会におきます日程、それから各議案等に係って、人事案件等もありますので、本日は市長にもお越しいただいております。お忙しいところ、ありがとうございます。

本日も、手元メモに従いまして、皆様に慎重審議をいただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

◇

○高瀬委員長 それでは、早速ですが、手元メモに従いまして、進めていきたいと思ひます。

まず、1番 **人事案件**についてです。

今、議長からお話がありましたけれども、市長にお越しいただいておりますので、御説明をお願ひいたします。

○丸山市長 皆様、おはようございます。間もなく始まります第4回定例会、何とぞよろしくお願ひいたします。

また、議長はじめ皆様にお願ひをさせていただくことになろうと思ひますが、また早期議決のお願ひをさせていただくことになると思ひます。何とぞお取り計らいのほう、よろしくお願ひいたします。

それでは、第4回定例会で提案する人事案件について、説明させていただきます。なお、住所、職業等の内訳につきましては、配付いたしました資料を御覧ください。

議案第75号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、令和8年3月7日をもって任期満了となるため、松原拓郎氏を引き続き選任いたしたいというものでございます。任期は令和8年3月8日から令和11年3月7日までの3年間となります。地方税法第423条第3項の規定により提案するものでございます。

御同意を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○高瀬委員長 どうもありがとうございます。

それでは、今、御説明いただきましたけれども、皆様のほうから何かございましたら、お願ひしたいと思ひます。

(「なし」と発言する者あり)

○高瀬委員長 特にはよろしいですか。

それでは、市長、今日はどうもありがとうございました。またよろしくお願ひいたします。

◇

○高瀬委員長 それでは、続けます。2番 **補正予算審査特別委員会の正副委員長及び委員**についてです。

先ほどの代表者会議において、名前を出していただいておりますので、確認で、議会事務局のほうからよろしくお願ひいたします。

○鈴木議会事務局次長 では、先ほど開催されました代表者会議にて決定いたしました補正予算審査特別委員会の正副委員長及び委員を御報告させていただきます。

委員長には、自由民主党国分寺より田中議員、副委員長には、立憲・市民フォーラムよりはせべ議員。委員には、公明党よりはぎの議員、国分寺・生活者ネットワークより小坂議員、無党派（日本共産党国分寺市議団）より中山議員、自由民主党国分寺より対馬議員。

以上でございます。

○高瀬委員長　ありがとうございます。



○高瀬委員長　それでは、続けまして3番 **第4回定例会の日程等**についてです。

こちらについて、議会事務局からお願いいたします。

○鈴木議会事務局次長　そうしましたら、第4回定例会の日程等の資料をお開きいただければと思います。令和7年第4回定例会日程（案）を御覧いただければと思います。

会期としましては、11月27日から12月18日までの22日間となります。

一般質問につきましては、18名の方から通告をいただいております。

今定例会につきましては、お開きいただいている資料の最終ページにおつけしてありますとおり、議案の早期審議の依頼があったことから、12月3日には議案の付託等の後、厚生文教委員会、補正予算審査特別委員会を開会し、議案の審査等を行った後、議会運営委員会を経て、本会議で採決をしていただく予定となっております。

4日からは常任委員会、10日からは特別委員会を開会し、事務整理日等を挟みまして、12月18日に最終日を迎えるという日程でございます。

また、欄外の記載でございますが、議員提出議案締切日は12月9日、請願・陳情の第2次締切日は12月15日、議会だより編集のための議会運営委員会につきましては1月19日をそれぞれ予定しております。

また、資料2ページをお開き願います。12月3日の流れ（案）についてでございます。

まず最上段、1つ目の枠となりますが、本会議の開会後は人事案件の即決、議案及び陳情の付託を行い、ここで早期議決議案の委員会審査のため、本会議を暫時休憩といたします。

次に、2つ目の枠となりますが、厚生文教委員会において議案第92号関連の報告を受けた後、3つ目の枠、補正予算審査特別委員会において議案第92号の議案審査を行い、4つ目の枠の議会運営委員会での議案審査報告を経まして、一番下の枠の本会議での委員長報告の後、採決をいただくという流れとなっております。

また、資料3ページをお願いいたします。令和7年第4回定例会議事日程（案）でございます。

11月27日、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、議席番号18番、久保議員から22番、新海議員の4名となります。日程第2、会期決定は、先ほど申し上げたとおり22日間となります。日程第3は一般質問となります。

4ページをお開き願います。

11月28日から12月2日までは一般質問を予定しております。

5ページをお願いいたします。12月3日の議事日程（案）となります。

日程第1は、人事案件の即決となります。日程第2から次ページの日程第27までは常任委員会への議案審査の付託、日程第28から日程第30までは補正予算審査特別委員会へ議案審査の付託をするものとなります。最後の日程第31、32につきましては、新規陳情2件の付託となっております。

続いて、7ページを御覧いただければと思います。こちらは議案付託一覧表（案）という形で、記載の

とおり総務委員会、厚生文教委員会、その次のページを御覧いただきまして、建設環境委員会と補正予算審査特別委員会へ議案の付託をいたしたいというものでございます。

8ページ中段は、本会議即決議案（案）となっております。議案第75号の人事案件の即決をお願いするものとなります。

同ページの下段につきましては、陳情付託一覧表（案）でございます。記載の新規2件の陳情につきまして、1件目は総務委員会、2件目につきましては、国分寺駅北口再開発により整備された建物であり、陳情においても、その旨が述べられていることから、国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会へ付託をいたしたいというものとなります。

その次、9ページからは、各委員会における審査事項（案）となります。

その最終ページのほうには、早期審議についての依頼文書を添付させていただいてございます。

日程等の説明は以上でございます。

○高瀬委員長 ありがとうございます。

ここについて、皆様のほうから御質問や御意見ございましたら、お願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○高瀬委員長 特にはよろしいですか。では、続けさせていただきます。



○高瀬委員長 それでは、4番 **令和8年度議会年間予定**についてです。

通告を2日前に前倒しをしたいということで、前回もお話はいただいているかと思います。それで、皆さんから御意見を頂戴しまして、来年度については、トライアルのような形で2日前倒しをしていくということで合意をいただけたかなと思っております。それに基づきまして年間予定をつくっていただいておりますので、御説明いただきたいと思います。

○鈴木議会事務局次長 では、資料1、令和8年度議会予定（案）をお開き願います。

毎年第4回定例会におきまして、次年度の議会年間予定の案をお示しさせていただいております。令和8年度の議会予定につきましては、先ほど委員長からお話ございましたとおり、一般質問の通告締切日を2日前倒して、定例会初日から8日前に変更をさせていただきます。本日は、この年間予定表をお持ち帰りいただきまして、御確認の上、次回、12月18日の定例会最終日の議会運営委員会で、決定をいただければと考えてございます。

説明は以上でございます。

○高瀬委員長 それでは、本日はお持ち帰りいただくということですが、今の段階で何かお気づきのこと等ありましたら、いかがでしょうか。特にはよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○高瀬委員長 それでは、次回、12月18日のときには決定してまいりたいと思いますので、皆様、どうぞよろしく願いいたします。



○高瀬委員長 それでは、5番 **その他**に入ります。

1番目です。委員会へのオンライン出席についてということで、本日は資料2として、委員会のオンライン出席についてというものをらせていただいておりますので、御覧いただけますでしょうか。

こちらの資料については、これから委員会のオンライン出席を考えていくに当たって、まず、どのよう

なことを検討する必要があるのかということ、副委員長のはぎの委員と一緒に、少しまとめたものになっております。ほかの自治体の資料を見てみたり、様々してはおりますけれども、これが全てではなく、多少これから足していくもの等もあるかと思いますが、まずはどのようなことが今後の議論で必要になるかということで、皆さんと共有ができたらと思い、今日は資料を出させていただきました。

前回の議運の議論の中から、この検討事項の①というところに書きましたが、出席の要件をどの範囲までにするかということで、各党派、お持ち帰りをいただいております。その中でも、いろいろ御意見が出てくるかなと思いますので、後ほどお聞きしたいと思いますけれども、少しこの資料の全体像について、私から簡単にはありますけれども、御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、この検討事項と最初に書かせていただいておりますが、法的な側面や運用のルールがあります。それから技術的、また環境的な側面、ここの議場もそうですけれども、どのように整えていくかということもあります。それから環境的な側面、それから議事運営の確保と公平性について、どのように考えていくかというのが大きくあるかと思っています。そのことについては、資料の真ん中より下のほうに少し詳しく抜き出しておりますので、後で御説明させていただきたいと思います。

特に前段として必要かなと思われるのが、①から④に挙げさせていただきましたけれども、まずは出席の要件をどの範囲までにするか。これは今日、話し合いをしたいなと思っています。

それから、②としては、オンライン出席の位置づけということで、欠席者に対する例外的な措置なのかというふうに書かせていただきましたけれども、基本は、やはり委員会の開催場所に参集をしていただく、これが基本だというのを押さえながら、①のところで対象になるようなやむを得ない理由のときに限って、このオンラインを使えるようにするということが多くの自治体ではなっているようなんですけれども、そこについても国分寺市はどういうふうに考えるかというのは検討していきたいなと思います。

③の対象の委員会です。委員会のオンライン出席ということでは、常任委員会、特別委員会、決算特別委員会、また予算特別委員会というところが、委員会ということでは挙げられるんですけれども、こちらについてどうするのか。また、議会運営委員会も委員会にはなるんですけれども、ここについては党派からお一人ずつ、あるいは2人出ていただいておりますし、また、代理の出席も認められておりますので、ここについてはどのように考えるかということがあります。

それから、④の対象の参加者とさせていただきます。こちらもほかの自治体を調べていますが、基本は委員長、あるいは副委員長まで含めているところもありますけれども、オンライン出席はできないというふうに規定しているところがあります。何らかの特別な理由があるときは、その範囲ではないですけれども、やはり委員長は、この委員会を開く場に必ず来るということを前提にしているところが多くありますので、そこも国分寺市ではどのように規定していくかということがあるかと思っています。

今、申し上げた4つについて議論する中で、様々細かいことは出てくるとと思いますので、これをベースにしながらか、出された疑問だったり課題になるところは丁寧に議論したり、持ち帰っていただき、進めていきたいなと思っています。

参考資料としましたが、委員会条例、会議規則の改正が必要になりますので、立川市と、それから杉並区のもの、今日、資料につけさせていただきます。

それから、実施要綱について、今後、またつけさせていただきたいと思いますが、後でこちらのほうも見させていただきたいと思っています。

それから、その下に、また検討事項と書かせていただいておりますが、まず1番の議事運営の確保と公平性というところです。

①の本人確認の徹底というのは、委員会ではない場においても、本人であるということをどのように確認をするかというのが大事になっておりますので、挙げています。

それから、②発言・質疑の手法ということでは、オンラインになりますので、手を挙げていることを把握することについて、委員長が委員会を回していますので、どのような形が一番やりやすいのか、それを統一するのか、あるいは各委員会に任せるのか、その辺も御検討いただきたいところです。

その下なんです、やはり途中で通信障害が発生した場合にどうするかというのは、非常に大事になってくるかなと思っています。うまく音声が入らないので、もう一度、後で発言をやり直してくださいねということもありとするのか、あるいは、一旦休憩をして機器を整えるのか、それでも難しい場合には欠席または退席の扱いとするのか。これも立川市、杉並区を見ても、それぞれ違っておりますので、どのように決めていくのかということがあります。

それから、③として、議事の公開としました。委員会を傍聴している場合と同様にとしましたけれども、オンラインで出席している委員の映像だったり音声も、何らかのモニターを使い、傍聴の方から、あるいは委員会室で出席している委員からも、しっかりと把握できるように、確認できるようにしていくのか、ここについては、それを決めた場合には環境整備をどのようにしていくか、モニターはどの程度のものが必要なのかというの、また出てくるかと思えます。

それから、④の議事整理・委員長の権限としました。委員長が、やはり委員会を回しますので、委員長の権限というのは、かなり大きくなるかなというふうに思います。例えば、オンライン出席をしたい委員がいた場合、まずは委員長に申請をする。そして委員長が議長と相談をしていただき、それを認める、あるいは認めない、そのようなことも段取りとしてはあるように思っています。なので、委員長の権限をどこまで持っていくかというのは非常に大きいかなと思っています。

公平かつ円滑に議事を進行するために、委員会室もどのようにレイアウトしたら一番いいのかということも検討に入っております。

それから、次になりますけれども、2番の運用のルールと手続きについてです。

これは、今ちょっと触れましたけれども、オンライン出席の手続きについて、出席する委員は事前に誰に対して許可を得る必要があるのか、あるいは申請期限をどうするのか。この申請期限というのが、立川市では前日の正午までに申請をしてくださいというふうになっています。けれども、委員長と議長が、その後、協議をしていただき、また、委員会室の設定なども整えていくということであると、やはり1日前は厳しいかもしれない。だとしたら2日前までに申請が必要なのかどうかとか、そういったところも検討が必要になってまいります。

それから、委員長が許可をする場合の判断基準ということで、どのような方が対象になるかというところも、少し細かく見ていくのか、あるいは一定程度、委員長の判断に任せるのか、そういったところも検討になります。

②のオンライン出席者の場所の制限です。これについては、総務省からの通知もあるということなんですけれども、できるだけ、オンライン参加をされる方の場所は、実際にこの委員会室にいる状態と同様の環境を設定する必要があるということです。原則として、自宅や事務所というところ限定するのか、もう少し広い幅で可能とするのか、ここについても議論が必要になります。

それから、その下なんですけれども、委員会に関係のない第三者の立入りを禁止しているところもあります。セキュリティだったり、機密の保持に関する制約をどう設けていくかというのは、ここはちょっと重要になってくるかと思います。委員会に関係しない映像だったり、あるいは音声が入り込まないように、オンライン参加する場合も、そこはしっかり準備をするということがあります。これについても、どこまで規定をしっかりとやっていくかということは議論が必要です。

それから、③の情報セキュリティ対策と機密保持というところでは、議会資料の取扱いだったり、情報漏えいの問題などの具体的な対策が必要になってくると考えられます。

3番は、技術的・環境的な側面ということで、通信環境をどうするかということが非常に大きくあるかと思っています。あとは、委員が確保すべき通信の速度や安定性に関する最低限の基準も必要ではないかということを決めているところもあります。

それから、通信環境が不安定な委員への対応というのは、先ほど申し上げましたけれども、委員会の途中で切れてしまったりしたときに、どういうふうにするか、一応、出席の扱いとしていたけれども、途中で退席、あるいは欠席とするのか、そういったルールは必要かなと考えています。

それから機材の準備と費用負担なんですけれども、委員側がオンライン参加する場合に、機材を貸与、提供するのか、あるいは委員の自己負担とするのか、ここも一つあります。今、貸与されているタブレットが使えるのか、そういったところも見ていく必要があるのではないかと思います。

それと、委員会室の設備を同時に整備していく必要があります。先ほど申し上げましたように、映像を映し出すモニターが今のものでいいのか、あるいは何らかの設置が必要なのか、音声についても、お互いに送受信するシステムになりますので、ここについての検討が必要になります。

あと最後の4番は、法的・制度的な側面です。最初に申し上げました委員会条例や会議規則の改正は必要になってくると思います。あと実施要綱については、設けているところと、それ以外の形で何らかのルールを設定する自治体があるんだということは、今、分かっているんですけれども、実施要綱の形で、しっかりと、誰が見ても分かるようなものが一つ必要だろうというふうには考えているところです。

その下に、国分寺市議会委員会条例、国分寺市議会会議規則について、ちょっと調べましたけれども、招集の第12条というところがありますので、そこに、参集が困難な委員があるときは、オンラインにより出席することができるというような規定を入れておく必要があります。

それから、会議規則のほうでいいますと、定足数に関する措置が第11条にありますので、オンライン出席した委員は出席というふうに、定足数に含むということを規定していくという必要があります。

あと実施要綱です。今、様々申し上げたような、ちょっと細かなところになりますけれども、一定のルールを実施要綱に書き入れておくといいのかなというふうに、正副委員長でこの資料を作るに当たり、様々話はしてきたんですけれども、議運の正副委員長の打合せのときにも、事務局のほうから御意見をいただいたものを、この中に入れ込んで、皆様にお示しをさせていただきました。

全体としては、かなり議論が必要なことが多いなというふうに思うんですけれども、なるべく速やかに進めていきたいと思っておりますので、ぜひ、御協力をいただきたいと思います。また、議論の中だったり、会派にお持ち帰りいただいている中で、もうちょっとこれも必要だとか、これはもうそんなに議論しなくてもいいんじゃないかということがあれば、ぜひ出していただき、進めていきたいと思っております。

ちょっとお時間いただきましたけれども、資料の見方について、多分これだけだと、なかなか分かりにくいと思われましたので、まず全体を共有するために、少しお話をさせていただきました。それで、分から

ないこととかは、また今後、出していただければと思いますので、今日の検討なんですけれども、まず出席の要件をどの範囲までにするかというのは、会派にお持ち帰りいただいていると思いますので、少し御意見を頂戴しながら、その次の②とか③とか④に係ってくるころも、もしあれば御意見を今日いただきたいなと思っておりますが、進め方として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○高瀬委員長　それでは、出席の要件をどの範囲までにするかということをお持ち帰りいただいていると思いますが、その中で、課題だったりについても、もしかしたら話し合いの中で出ているかもしれませんので、そういったところも含めて、少し御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○皆川委員　まずは、今日、この資料作成に当たって、委員長、副委員長におきましては、本当に詳細に調べていただいて、整理していただいたということで、感謝申し上げます。議論するにしても、私たちの会派でも、どこからどう進めたらいいのかというのがありましたので、この資料は非常に助かりました。ありがとうございます。まず冒頭、それを申し上げます。

それで、委員長が詳細に御説明いただいた内容について、私どもの会派も、もちろんオンライン参加の委員会というのは進めたほうがいいとは思っています。ただ一方では、総務省の通知があるように、やっぱり本会議では難しいということもあり、ただ、委員会に関しては可能性がかなり広がっているという現状がありますので、それに向けて、本当に国分寺市議会も、今、早期に、しかし、かつ慎重にというか、そういうところは必要だろうなと思います。

多摩26市の事例と、併せて全国的にもオンライン会議というものが、インターネットを見ると本当に多く出ておまして、それを見る限り、コロナのときを機に、私の感覚ですが、それを見た限りでは、感染症の蔓延防止と災害というのが一番、まずは基本であるかなと思っています。ただ一方では、最初にこのオンライン会議を、令和2年とか、そのくらいのときに導入しているところは、条例改正等で導入していますが、どんどん日がたってくるにつれて、やっぱりその対象が拡大されているというところもあるので、私どもは基本的には、やはり考え得る、今日示されていますが、その他のところがちょっと思い浮かばないんですけども、できる限りというところで、本日いただいた資料をベースに考えるのはよろしいんじゃないかなと、まずは思います。

あと一点だけ、家族の出産補助という、家族という言い方なんですけど、家族も本当に多様になってきておまして、議会によっては配偶者という言い方なんですけど、家族でよろしいかなと、会派の意見も含めて、私の意見ということで申し上げました。

ひとまず以上で終わります。

○高瀬委員長　ありがとうございます。全て含めていいのではないかという御意見をいただきました。

ほかの会派はいかがでしょう。

○寺嶋委員　いろいろと、本当に細かな資料を作成いただきまして、ありがとうございます。

こちらに関しまして、①の出席の要件をどの範囲までにするかに関しましては、原則、この書いてある中で、排除するといいますか、削るものは特段なく、大事なものは、ちゃんとカメラに映っているのかとか、ちゃんと出席ということを満たせるのかという部分をしっかり整備して、それを満たせるのであれば、これらの書いてある内容を出席の要件の範囲にするという形で問題ないのではないかなと思っております。強いて言うのであれば、傷病ですね。オンライン出席ができるからこそ、傷病でも出席できるんじゃないのかみたいな議論が入ってしまうのであれば、もはや、その他の中に傷病を含めてしまったほうがいいの

かなと思う部分もありますけれど、原則は、この内容は全てあってよいのではないのかなと思います。

○高瀬委員長　ありがとうございます。全てよろしいのではないかということですね。要綱で細かくは定めておくということだったかとは思いますが。

ほかはいかがでしょうか。

○小坂委員　本当に資料の作成、ありがとうございました。議論するに当たり、ベースとなる共有がこれで行えましたし、かなり整理もされたと思います。

私たちの会派では、自身の経験もありまして、この①の出席の要件のところなんですけれども、一番最後の家族の出産補助ですね。これが出産の立会いですとか、そういったことになるのかなというふうには思っておりますが、これは、かなり難しいのではないかなというふうには思っております。

資料の2番の運用のルールと手続きのところ、総務省の通知についても書いていただいておりますけれども、会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するということと、出産立会いについては、両方を成り立たせるのはかなり難しいのではないかなというのは自身の経験から思ったので、ここはその他に含めて差し支えないのではないかというふうに思っております。

○高瀬委員長　ありがとうございます。家族の出産補助だけは、もしかしたら要らないのではないか、現実的ではないのではないかという御意見だったと思います。

ほかはいかがですか。

○田中委員　その出席の要件なんですけど、私は感染症の蔓延防止と災害以外というのは、なかなか難しいんじゃないかなと思っております、それ以外のところというのは、オンラインであっても、委員会に出席できる状況ではないのではないかなと思います。市役所と家との往復の時間をもたないということであれば分かるんですけど、例えば、育児の場合、隣に幼児がいる状況で、オンライン出席で委員会に参加するというのは難しいでしょうし、看護、介護も同様のことだと思うんです。なので、なかなか、最初の感染症の蔓延防止だったり災害だったりだとかというのは、皆が同じ条件になるのかなとも思いますので、そのところは当てはまり、オンラインでの出席というのはできるのかなとは思いますが、それ以外のことは、ちょっと。そもそも、オンラインであっても委員会に参加できる状況ではないのではないかなというふうに思いました。

○高瀬委員長　ありがとうございます。御意見としていただきながら、あとは詳細に、やはり委員会出席とはどういうものか、また表決をどうするかということも大事なところではありますので、議論は進めていくということをお願いできればと思いますけれども、議論の中で、どういう形にするかは、合意をしっかりと図っていきたいなと思います。

あと、公明党からよろしいでしょうか。

○はぎの委員　公明党としても、会派で話し合いを持ちました。

その上で、結論から言いますと、まず現状では、感染症の蔓延防止、災害、この2つは、まずは含めていくべきだということでありました。

そして、それ以外のところにつきましては、出産、育児、看護、介護、この辺までは含めていってもいいんじゃないかということもありましたが、ただ、そこも様々、先ほど小坂委員、また田中委員からも御指摘がありましたとおり、どういった定義なのかということが明確になっていないと、なかなかこの枠だけ先に決められないというところがあります。例えば、先ほど小坂委員から御指摘がありました検討事項の2番の運用のルールと手続きの①にありますけれども、この申請期限をどう定めるか、また委員長許可

に係る判断基準の整理、ここが程度定まっていなくて、それに準拠して、実際、要件というか、出席が認められるかどうかというところにかかってしまうので、例えばですけれども、出産であれば、この申請期限がまだ決まっていない状態です。仮に、例えば、これが2日前までに申請となると、この出産において、2日前に、それが分かるかどうかという問題も発生したりとか、一例ですけれども、そこにも関係してくるということでもありますので、なかなかこの場ですぐには決められないぐらい、ちょっとボリュームが多いと思います。運用のルール、それぞれの定義の部分まで、しっかりと話し込んで、各会派一致した何か統一見解というか、そういったものがあつた上で進めていかないと、なかなか進めにくいのかなと思います。何をもちて出席にするかというような議論もあると思いますので、そこも含めて議論させていただきたいというのが、公明党会派としての意見でございます。

○高瀬委員長　ありがとうございます。

前回の議運の中で、①の出席の要件をどの範囲までするかということでお持ち帰りをいただきました。今日、ここに出していただいた中でも、様々課題も見えてきておりますし、議論しなきゃいけないことがたくさんあるなというのは明らかではあります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前11時21分再開

○高瀬委員長　それでは、議会運営委員会を再開いたします。

先ほどから議題になっております、委員会へのオンライン出席につきましては、それぞれの会派から、今日、御意見を出していただきました。その中で、改めてオンライン出席についての考え方だったり、あるいはイメージについて、皆さんでしっかりと合意を深めていく必要があるというふうに考えます。ですので、今、行われている、このような議論を、ぜひ会派でもしていただき、また次回、課題であったり、あるいはこういったことがあればさらにいいのではないかとということも含めて意見交換したいと思いますので、次回にまた、まずはオンライン出席の目的であったり、あるいはイメージについて、このようにしたらいいのではないかとというようなことを持ち寄っていただくということで、今日はまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○高瀬委員長　それでは、そのようにしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続けます。その他の2番になります。議会運営に関する申し合わせ事項、代表者会議等に関する申し合わせ事項の改正について、事務局から説明をお願いします。

○鈴木議会事務局次長　では、資料3の議会運営に関する申し合わせ事項、代表者会議等に関する申し合わせ事項の新旧対照表(案)をお開きいただければと思います。

これらの申し合わせについて、3点、改正をいたしたいというものでございます。

まず、1点目につきましては、議会運営に関する申し合わせ事項のうち、特別委員会に関する申し合わせについて、補正予算審査特別委員会においても予算・決算特別委員会と同様に個別説明票をもって説明に代えることを追記するというものとなります。

2点目につきましては、一般質問等に関する申し合わせについて、先ほどの年間予定表のとおり、来年度より、一般質問の通告締切日を、定例会の初日から6日前であったものを8日前に改めるというもので

ございます。なお、試行といったようなお話もございますので、来年度の運用結果を踏まえまして、議論があれば、改めて、ここの規定を再度検討するといったことを予定してございます。

3点目につきましては、その他の申し合わせにおいて、既に試行で実施してございます議場及び委員会室への水の持込みに関する事項を明記するというものでございます。

説明は以上となりますが、本日、御協議の上、決定をいただければというふうを考えてございます。

○高瀬委員長 ありがとうございます。

それでは、皆様のほうからいかがでしょうか。特にここについてとお示しをいただいて、御意見など頂戴できたらと思います。

今日決定ということで、一つずつ見ていきたいと思います。

特別委員会に関する申し合わせのところはよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○高瀬委員長 それでは、次の、議会運営に関する申し合わせ事項は、こちらもよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○高瀬委員長 あと代表者会議等に関する申し合わせ事項、ここは水の持込みについてです。よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○高瀬委員長 では、全てこれで進めていくということで決定をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後、その他です。

今、申合せ事項のところ、水の持込みについて認めていただいたところなんですけれども、一般質問を行う際に質問席に持っていけるものも、やはり一般質問に関係ないものは持込みをいただけないということになっております。

一方で、やはり必要だからということで、例えば、現物を紹介するために、このようなものがありますよと、お見せする場合がありますね。それについても、事前に議長のほうに御確認をいただいて進めていただきたいということで、今日、御提案をさせていただきます。

今、一般質問のところ、申し上げましたけれども、本会議や委員会において、全て同じように考えて運用させていただきたいと思いますので、例えば、何か資料を、こういうのがありますよと、お見せする場合には、事前に議長の許可、もしくは委員会の場合は委員長の許可を取っていただきたいということをお願いしたいと思いますが、そもそもがそのようになっているので、そこに合わせていくということ、よろしいか、確認をさせていただきたいと思います。

(「異議なし」と発言する者あり)

○高瀬委員長 では、そのようをお願いいたします。

————— ◆ —————

○高瀬委員長 6番 次回の議会運営委員会について、お願いします。

○鈴木議会事務局次長 次回の議会運営委員会につきましては、令和7年12月18日の午前9時半から第3委員会室で予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

○高瀬委員長 それでは、皆さん、よろしく願いいたします。

本日、御議論いただきまして、本当にありがとうございました。以上をもちまして、議会運営委員会を

閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時29分閉会